

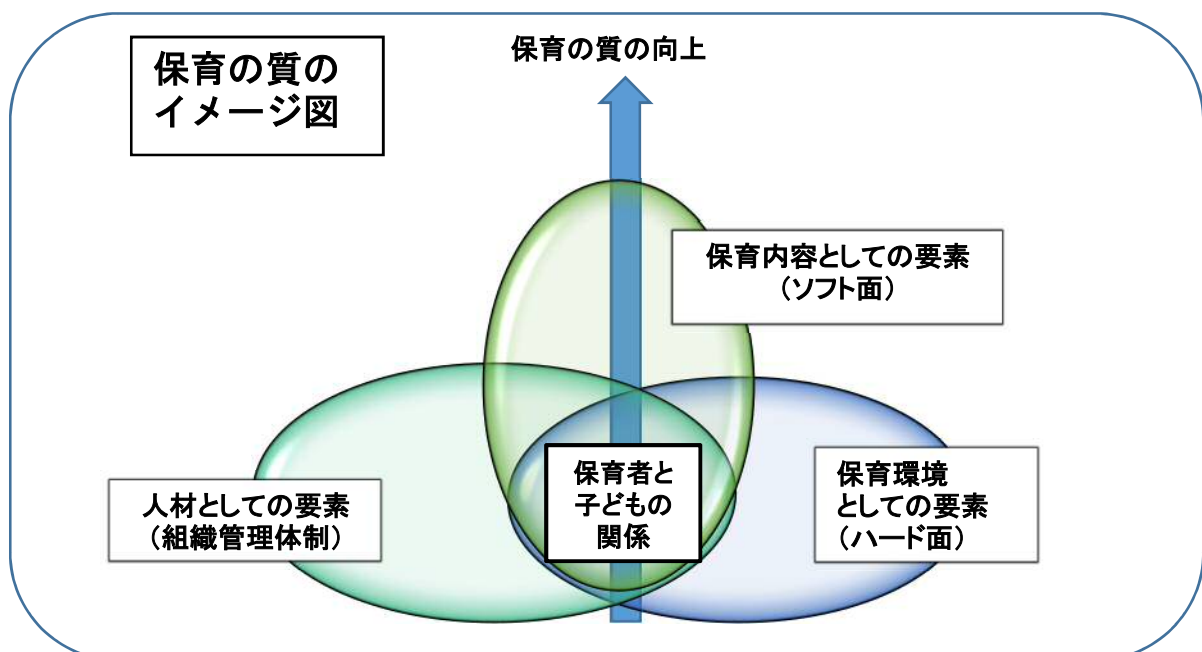
## II 川崎市における「保育の質」とは

### 1 「保育の質」の定義

保育所保育指針第一章総則では、保育の目標は「保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場所である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目標して行わなければならない。」とし、以下の6項目があげられています。

- ◎十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- ◎健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ◎人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- ◎生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- ◎生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- ◎様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

以上を目標とし、保育士等は高い専門性と豊かな人間性を持って保育にあたらなければなりません。またその保育が継続的・安定的であることが「保育の質」に大きくかかわっているものと考えます。川崎市における「保育の質」は「保育内容としての要素（ソフト面）」「人材としての要素（組織管理体制）」「保育環境としての要素（ハード面）」の3つの要素と捉え、川崎市における「保育の質」は3つの要素から成り立つところの**保育者と子どもの関係の質**であると考えます。



## 2 川崎市における「保育の質」を構成する3つの要素について

「保育内容としての要素（ソフト面）」「人材としての要素（組織管理体制）」「保育環境としての要素（ハード面）」の3つの要素を「保育所保育指針」を基に、いくつかの視点に分け、視点ごとにあるべき姿といくつかの着眼点で示しました。

着眼点で示す内容について、各保育施設でどのように取り組まれているかを確認し、未実施の内容があれば今後取り組むべき課題として検討・討議するなど、継続的な向上にむけた仕組みづくりが保育の質の向上に繋がると考えました。各保育施設の保育の振り返りにおいて活用していただきたいと思えます。

各要素の視点とあるべき姿（考え方）は次の通りです。着眼点は資料編にお示ししました。

### (1) 「保育内容としての要素」(ソフト面)

保育所の保育は「養護と教育が一体となって展開される」ことを特徴としています。生活や遊びを通して多様な活動や体験をすることにより、一人ひとりの可能性の芽を育て、生涯にわたる学習の基礎を培うことを目的としています。保育士等が子どもの、身体の発達とともに心の育ちにも十分に目を向け、一人一人の心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、育ちを見通し援助していくことが大切です。また、保育のねらいと内容を明確にしていきながら、保育所の独自性や創意工夫が十分に発揮され子どもの生活と遊びが豊かに展開されることが求められています。

※③以降について視点、あるべき姿(考え方)を補足する為に【ポイント】を記載しています。

視点	あるべき姿(考え方)
① 保育理念、基本方針の確立と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育は「保育所保育指針」を規準とする。</li> <li>○保育の基本となるものであり、子どもの最善の利益に基づき、明文化され、職員・保護者・地域へ周知している。</li> </ul>
② 保育課程の策定、保育指導計画の作成と保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育の理念や基本方針の実現に向け、「保育のねらい」および「内容」が、子どもの発達過程を踏まえ、保育所の独自性や地域性等を考慮し、創意工夫が十分に活かされるよう保育課程を編成している。</li> <li>○保育課程に基づき子どもの生活や発達を見通した長期的(年、月)指導計画と、それと関連しながらより具体的に季節や日々の生活に即した短期的(週・日)指導計画を作成し、保育が適切に展開されている。</li> <li>○子ども一人一人の発達過程や状況を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した一貫性、連続性のある保育指導計画及び保育実践を行い、子ども達が主体的に活動できるようにしている。</li> <li>○保育指導計画の実施状況の把握や評価、見直しを計画的、組織的に行っている。</li> </ul>

視点	あるべき姿(考え方)
③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助	<p>○子どもの発達を理解し、一人一人の子どもの心身の状態、家庭状況等に沿ったきめ細やかな援助を行い連続性のある保育を行っている。</p> <p>○「子どもが現在を最も良く生きる(子どものあるがままを受止め、主体として大事にし愛おしい存在として認め、命を守り情緒の安定を図る)」ことを保育の土台としている。</p> <p>○保育士等の援助により環境等との相互作用を通し、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身につけられるよう、子どもが主体となって活動できる保育を行っている。</p> <p>○子どもの活動が豊かに展開される安全な環境が整えられ、養護と教育が一体となった計画的な保育が展開され、生涯にわたる学習の基礎を培うための保育を行っている。</p>
	<p>【ポイント】 保育は養護と教育が一体となって展開されます。「養護」は、子どもの心や身体を育てる土台となります。保育士等は子どもの健康と安全に配慮し、一人一人の子どもの状態に応じて、温かい言葉かけやスキンシップ、応答的な関わりを通して、情緒の安定を図り、子どもが安心感や信頼感を持って過ごせるよう保育を行うことが大切です。</p> <p>「教育」は「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五つの領域での活動や体験を通して保育士等が行う援助のことです。援助は一方向的に働きかけるのではなく、子どもが、日々の生活の中で様々な活動や物事に興味を持ち、体験しようとする意欲や主体性が育つように環境設定を行います。乳幼児期は生活や遊び、身体感覚を伴う体験や人や物、自然などに関わる多様な活動を通して、思考力や認識力の基礎が養われる時期です。後の小学校での生活や学びにつながり、さらには、生涯にわたって生きる力の基礎となる心情、意欲、態度が培われていきます。</p>
	<p>○小学校以降の教育や生活につながることを考慮し、発育・発達を一貫性を持って見通し、発達の連続性を踏まえた保育を職員間で共有化し計画的に実施している。</p> <p>【ポイント】 子どもの生活や発達は小学校以降も続いていくことを踏まえ、就学に向かう時期においては小学校との交流や連携を行い、小学校生活に期待感をもてるように配慮しています。また、保育園から就学先となる小学校へ子どもの育ちを支える資料「保育所児童保育要録」を送付することが義務付けられています。保育園での生活を通して、子どもが育ってきた過程を伝え、小学校においても子どもの育ちを支えていく、子どもの理解を助けるものとなる資料です。</p>

視点	あるべき姿(考え方)
(再掲) ③ 養護と教育の一体化における子どもの発達援助	<p>○保育の状況を職員間で共有し、保護者や小学校、地域へ様々な方法を通し保育所の説明責任の役割を果たしている。</p> <hr/> <p>【ポイント】子どもの育ちを支えるためには、地域社会と連携して社会の中で育つ仕組みを整えることが大切であり、保育所は保育方針や保育内容について、地域に理解を得られるように取り組むことが大切です。</p>
④ 子どもの人権の保障	<p>○子どもの権利を認め、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などその権利を総合的に、かつ、現実に保障されなければならないことを職員が周知し、保護者にも伝えている。</p> <hr/> <p>【ポイント】  <u>川崎市では全国に先駆けて子どもの権利に関する総合的な条例を2001年に施行しています。</u>  <u>子どもは他者との違いやありのままの自分でいることが認められ、人格が尊重される権利をもっています。</u>  <u>保育所等では子どもの人格や文化の違いを理解し、職員は一人一人の子どもの気持ちに配慮した(寄り添った)言葉がけや対応を心がけます。またその取り組みについて保護者へ伝えることで共通理解できるよう努めます。</u></p> <hr/> <p>○虐待等不適切な養育が疑われる場合、専門的機関と連携体制をととのえている。  ○虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的な知識及び技術の習得に関する研修等の機会を設け、資質の向上に努めている。</p> <hr/> <p>【ポイント】児童虐待、相談件対応件数、複雑困難ケースが増加しており、予防や、迅速・的確な対応が必要です。  保育所等では虐待の定義を心に留め、子どもの心身の状況や養育の状態、保護者の状況に気を配り、保護者からの相談、支援を行いながら虐待発生の予防に努めます。  <u>また虐待が疑われる場合には園医、児童相談所、各区役所地域みまもり支援センター、川崎市児童虐待防止センター等との連携を図り迅速的確な対応が必要です。</u></p>
⑤ 安全管理の取組	<p>○施設内外の安全点検に努め、保育中の事故防止と災害及び不審者侵入防止の対策をとっている。</p> <hr/> <p>【ポイント】災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検(特に高所固定遊具等)や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練、死角を作らない工夫等、不測の事態に備えることが重要です。また、子ども自身が安全に過ごす為の習慣を身につけられるようにし、散歩等での交通安全のルールの獲得なども大切です。</p>

視点	あるべき姿(考え方)
⑥ 給食等適切な提供	<p>○乳幼児は感染症や食中毒等に対する抵抗力が弱く、衛生面での安全対策が重要になる。子どもに安全でおいしい食事を提供するために、食事の衛生管理には細心の注意を払い、子どもの健康の増進に努めている。</p> <p>○栄養管理について成長途中の子どもの発育・発達のため、適切に栄養管理された食事を提供し健康な心と体を育て、望ましい食生活習慣をつけている。</p> <p>○個別の対応について離乳食・除去食・配慮食等個別の配慮が必要な子に対しては全職員が連携して子どもの状況に合わせた食事の提供をする。また、家庭と連携して食事に関する助言・支援を行っている。</p>
	<p>【ポイント】衛生的に調理し、子どもの発達にあった調理方法や食具の選択をし、栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、栄養や食に関する教育、心身の健康づくりという目的に応じて一人一人の子どもに配慮することが大切です。特にアレルギーにおいては誤食等により死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行う他、日頃から主治医や嘱託医との連携を図ることや定期的な見直しを行い、記録での配慮等、適切な対応策を講じておくことも重要となります。</p>
	<p>○<u>食育の推進について「食を営む力」の育成にむけその基礎を培うため、毎日の生活と遊びの中で自らの意欲を持って食に関わる体験を重ね、友達や周囲の大人との関わりの中で「楽しく食べる子ども」に成長していくよう職員間又は家庭や地域社会と連携し「食育」を実施している。</u></p> <p>【ポイント】<u>保育所保育指針の「食育の推進」においても、子どもが「意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子どもに成長していくこと」を期待することなどが目標とされ、食育の計画や評価が努力義務とされました。子ども自身が毎日の食事をはじめ、食べる行為を本当に楽しく、待ち望むものであるような体験を積むことが必要です。さらに子どもが意欲的に新しい食べ物に興味や関心を持ち、食べてみようとする試みができる環境が重要です。保育園に限らず、保護者においても食への理解が深まり、子どもと食べることや作ることに喜びがもてるような取組も大切です。</u></p>

視点	あるべき姿(考え方)
⑦ 子どもの健康支援	<p>○一人一人の子どもの健康状態・発育発達状態に応じて保育するとともに、保育中の心身の状態を把握している。</p> <p>○感染症やその他の疾病の発生予防に努め発生時は必要に応じて関係機関に連絡し協力を求め対応をとっている。</p> <p>○<u>園医や関係機関との連携をとりながら</u>、体調不良時や個別的な配慮を必要とする子どもと保護者への支援や、けがや事故が発生した時の対応をとっている。</p> <p>○<u>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防策と緊急の対応策をとっている。</u></p> <p>○<u>発達過程に応じ、自分の身体の働きや生命の大切さを知り、適切な行動が取れるように指導・援助を行っている。</u></p> <hr/> <p>【ポイント】子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が送れることは、保育においての基本となります。子どもが健康に関心を持ち(手洗い、うがい、歯磨き等の)生活習慣を身につけ、適切な行動がとれるように援助します。また発達過程に応じ、身体の働きや生命の大切さ等を伝えて子ども自身が安全に過ごすための習慣(固定遊具やプールでの遊び方のルール等)を身につけ、危険を回避することができるように取り組むと同時に子どもがやりたい意欲や自主性を削ぐことの無いよう温かく見守ることも大切です。</p>
⑧ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応	<p>○<u>インクルーシブ保育として障害のある子どもの保育については、安心して生活ができる環境を整え、また、子どもへの関わりについては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面</u>を大事にした保育を展開している。</p> <p>○個別指導計画を作成することにより、長期的な見通しを持った支援につながり、また保護者や子どもの主治医・地域の専門機関など、子どもに関わる様々な機関と連携を図ることにより、小学校以降の個別の支援へとつなげている。</p> <hr/> <p>【ポイント】<u>支援を必要とする子どもの保育では、一人一人の子どもを理解し、安心して生活できる環境の中で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、家庭や関係機関と連携を図り、適切な対応を行い支援していくことが大切です。(インクルーシブ保育とは、障がいの有無に関わらず一人一人の子どもの意見が対等・平等に尊重されて、子どもたちの生活のあり方が決定されていること)</u></p>
⑨ 保護者への子育て支援の取組	<p>○保護者とのコミュニケーションを大切にし、保育の内容や意図、また子どもの様子や気持ち、心身の成長の姿などを分かりやすく知らせ、保護者の子育てに対する意欲や自信を高めることにつなげている。</p> <p>○懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者参加行事など保護者が意見を述べやすい環境を整え、保護者の意見を反映するなど相互理解のもと保育を行っている。</p> <hr/> <p>【ポイント】 保育所は職員の専門性を活かし、子どもと保護者が安定した関係になるように保護者の気持ちに寄り添い、成長を喜ぶ気持ちを共感し合い、子育てが楽しいと思えるような働きかけや保護者同士の交流が出来る環境作りなどへの支援が大切です。</p>

視点	あるべき姿(考え方)
⑩ 地域の 子育て支援 への取組	<p>○保育所が有する専門的機能を活用し保育に関する情報提供や地域の子育て家庭の支援を実施している。</p> <p>○地域の子育て支援の拠点としての機能を活かし、関係機関や地域人材と協力・連携し子育て家庭を支えている。</p> <hr/> <p>【ポイント】 保育所は地域の身近な相談機関として、育児不安を和らげ、虐待を防止する役割を担っています。</p>
⑪ 多様な子 育てニーズ への対応	<p>○保護者の状況に配慮し、常に子どもの最善の利益を念頭において、子どもの生活への配慮がなされるよう家庭と連携・協力している。</p> <p>○地域の福祉・子育てニーズを把握し、他機関と課題解決のための事業を展開している。</p> <hr/> <p>【ポイント】 保護者の働き方や暮らし方、社会構造などの変化により保育ニーズはますます多様化しています。</p> <p>保護者の困り感や悩みに丁寧寄り添い、自園は基より、行政サービスや地域の特別保育事業等の情報の蓄積が大切です。仕事と子育ての両立等を支援するために、保護者の就労形態等も含めた時代のニーズに応じた多様な保育サービスは保育園の重要な役割です。</p> <p>地域のみまもりの視点から、外国籍や育児不安等、特別な支援を要する家庭への支援も必要です。</p>
⑫ 業務の自己 点検とサービ ス向上に向け た取組	<p>○保育業務に関する自己点検や利用者の要望を聞くための取組みを実施し、専門性の向上や保育実践の改善に努めている。</p> <hr/> <p>【ポイント】 自己評価はPDCAサイクル等を活用し自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、保育の質を向上させることを目的としています。また意見箱の設置やアンケートの実施、第三者評価の受審等、利用者の意見を聴き職員間で共有、改善することは保護者や地域に信頼される開かれた保育園作りに役立ちます。</p>

## (2) 「人材としての要素」(組織管理体制)

保育所においては、保育理念に基づいた保育の実現を目指し、職員が意欲的に保育に従事し保育所本来の役割を發揮するために、運営者及び施設長が自らの責任を理解し、適切な運営（コンプライアンス、職員配置計画・労働条件や労働環境の整備、職員の人材育成）を実施し、組織体制を整えることが不可欠です。

「保育の質」の維持・向上には「人材」が大きく影響し、保育理念に基づいた保育の実現を目指すために職員の人材育成は重要となります。内部での人材育成（OJT）のみならず、外部の研修や各地域での連携による保育交流や情報交換等（OFF-JT）を通して、保育の専門性を高める機会が豊富に確保されていることが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)
① 組織整備	○保育所の保育理念及び基本方針が明文化され、それらを実現化するための組織・運営体制を整えている。
② 適正な人員確保と人員配置	○国基準、市の基準に即した職種、定数の職員を配置している。 ○職員の雇用条件・就業規則を明確に定めている。
③ 施設長の責任とリーダーシップ	○施設長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 ○保育の質の確保・向上に意欲を持ちその取組みに指導力を発揮する。
④ 職員の労働条件労働環境と職場の安全衛生管理	○関係法令を遵守し、職員が働きやすい労働条件・労働環境を整備している。 ○施設・設備が設備運営基準条例等を満たし、安全・快適に生活できるよう配慮されている。
⑤ コンプライアンス(法令遵守)、個人情報保護の取組	○コンプライアンス(法令遵守)、管理・監督体制が整備され、適切な運用がなされている。 ○施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。 ○個人情報保護法に関する規定・マニュアル等を整備している。
⑥ 職員の資質向上	○職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 ○保育の知識及び技能の習得、維持向上に努めている。
⑦ 子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例の遵守	○子どもの権利に関する条例・子どもを虐待から守る条例を理解し、保育の中で取り組んでいる。



### (3) 「保育環境としての要素」(ハード面)

保育所は、一人一人の子どもの健康と安全の確保に努めなくてはなりません。そのためには子どもや保育士等の人的環境、施設や遊具などの物的環境を総合的に捉え、環境を構成し、子どもが自ら関わって主体的に活動を生み出したいくなるような環境が重要であり、これに伴う危機管理業務や保守管理業務を適切に実施することが必要です。

また、運営者及び施設長は設置基準の遵守に努め、全職員が協力して保育環境の改善に取り組める体制を構築していくことが求められています。

視点	あるべき姿(考え方)
① 適切な人員及びスペースの確保	○定員を基本に、居室面積基準や職員配置基準を遵守し、児童の受入れを行っている。
② 安全管理の取組	○子どもの行動予測に基づいた危険回避及び施設管理、遊具の安全性や機能の保持を目的とした安全点検等を実施している。 ○安全管理、事故防止マニュアルを整備し、災害や事故及び外部からの不審者の侵入等を想定した訓練を実施するなど、緊急時の対応について日頃から職員に周知し活用している。 ○事故が起きたときの対応が職員に周知され、再発防止に向けた体制が構築されている。(事故発生時の通知)
③ 健康・衛生管理の取組	○健康管理、衛生管理に関するマニュアルを整備し、様々な環境対策への配慮をしている。 ○感染症への対応を職員に周知すると共に、感染の拡大防止を目的とした情報の共有に積極的に取り組んでいる。
④ 栄養・給食管理の取組	○給食の衛生管理及び給食提供に関するマニュアルを整備し、関係職員に周知している。 ○安全点検が適切に実施され事故防止に努めると共に、適切な食事環境を整備し、国や市の基準に見合った給食提供を行っている。
⑤ 保育環境の整備(施設・設備の修繕状況、備品管理)	○各施設の最低基準や要綱等に基づき施設の設備、備品等の保育環境が整備されている。 ○園内外の清掃や、設備・備品の点検・修繕等維持管理のための計画がある。
⑥ 養護と教育の一体化における適切な環境	○乳幼児の生活の場として必要な設備環境が整備され定期的に点検や改善が行われている。 ○一人一人の子どもの発達を保障する環境が整備され、組織内で恒常的に見直し、改善する体制がある。

### Ⅲ 「保育の質」の維持・向上にむけた取組強化

保育所保育指針では「保育所は、質の高い保育を展開するために、絶えず一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めなければならない」とされています。「保育の質」の維持・向上にむけた取組として、職員一人一人には保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくことが求められ、保育施設としては今後も以下の取組みを進めていくことが必要と考えます。

- ◎ 充実した研修の実施（職場OJT・人材育成研修・保育技術研修）
- ◎ 保育所課題の解決（自己評価の実施・第三者評価の受審・苦情解決）
- ◎ 職員の労働環境の配慮（職員配置・職員の処遇）
- ◎ 他機関との連携（社会的養護が必要な子ども等への支援）